

第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する

提案書作成要領

令和4年11月11日

富田林市上下水道部下水道課

目 次

1. 本書の位置づけ.....	1
2. 提案書作成要領.....	1
2. 1 提案書作成に当たっての留意事項	1
2. 2 提案書の構成及び提案事項（記載事項）	1
【別紙 2-1】提案書の構成及び提案事項（記載事項）	2
【別紙 2-2】本市が考える新規設置基数及び保守管理基数の内訳	7

1. 本書の位置づけ

本書は、富田林市（以下「市」という。）が実施する第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業（以下「本事業」という。）の事業者の公募に適用するもので、入札説明書と一体のものである。

本事業に係る入札者は、入札説明書等の内容を十分に理解した上で、本書に従い提案書を作成、提出することとする。なお、市が指示した場合を除き、提出後の修正、差し替え及び再提出は原則として認めないので留意すること。

2. 提案書作成要領

2. 1 提案書作成に当たっての留意事項

提案書の作成に当たっては、市から特別な指示がない限り、以下の事項に留意すること。

- ・ 使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。
- ・ Microsoft 社製 Word 又は Excel により作成することを基本とする。ただし、提案書に貼付する図表及び図面については、この限りでない。
- ・ 用紙サイズはA4版及びA3版を基本とする。
- ・ 製本はA4版ファイル綴じとし、図面等でA3版を使用する場合はA4版に折り込むこと。
- ・ 原則として横書きで記載すること。
- ・ 使用する文字サイズは12ポイント以上を基本とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。

2. 2 提案書の構成及び提案事項（記載事項）

提案書は、別紙2-1「提案書の構成」に示す構成に従うとともに、記載事項を網羅して作成すること。

提案書において、グループ名は表紙にだけ記載するものとし、それ以外の箇所にグループ、構成員及び協力企業の名称を記載しないこと。

【別紙 2-1】 提案書の構成及び提案事項（記載事項）

章	節	留意事項
表紙	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名 ・ 日付 ・ グループ名 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 題名は、「第三期富田林市公共浄化槽整備推進事業に関する提案書」とする。 ・ 日付は、提出日とすること。 ・ 表紙にだけ、参加申込書に記載したグループ名を明記する。
第 1 章 市費用の低減化に関する事項	<p>(1) 建設コストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 人槽、7 人槽、10 人槽の各 1 基あたりの買取価格（税抜き） ・ 5 人槽：110 基、7 人槽：210 基、10 人槽：30 基の合計 350 基の総買取価格。（税抜き） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 買取り価格は、以下に示す予定価格の範囲内とする。 ・ 1 基あたりの買取り価格には、本体価格及び設置工事費の内訳を記入すること。 <p>[予定価格]</p> <p>5 人槽 853,200 円(税抜き)×110 基 = 93,852,000 円 7 人槽 887,200 円(税抜き)×210 基 = 186,312,000 円 10 人槽 1,098,000 円(税抜き) ×30 基 = 32,940,000 円 総買取価格 313,104,000 円(税抜き)</p>
	<p>(2) 保守管理コストの低減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 5 人槽、7 人槽、10 人槽の各 1 基あたりの 1 年間の保守管理価格（税抜き） ・ 延べ保守管理 2,113 基（既管理分除く）の総保守管理価格。（税抜き） ・ 1 日あたりの保守管理実施基数の考え方を記入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保守管理価格は、以下に示す予定価格の範囲内とする。 ・ 市が考える延べ保守管理基数は、末尾の別表「本市が考える新規設置基数及び保守管理基数の内訳」を参照すること。（既に管理している公共浄化槽基数は除く） <p>[予定価格]</p> <p>5 人槽 25,600 円/年(税抜き)×659 基 = 16,870,400 円 7 人槽 26,600 円/年(税抜き)×1,262 基 = 33,569,200 円 10 人槽 29,500 円/年(税抜き)×192 基 = 5,664,000 円 総保守管理価格 56,103,600 円(税抜き)</p>
	<p>(3) 無償で対応できる修繕業務内容及び費用の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽本体及びブロワ等の付属機器類の修繕等、上記に提示する金額の範囲内で対応できる内容について記載すること。

章	節	留意事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・突発的事項等に関して無償で対応できる内容を記載すること。
第2章 住民サービスの提供に関する事項	(1) 無償で対応できるサービス内容及び費用の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽上部の補強、庭木や水道管などの障害物の移設、保守点検結果の通知等、無償で対応できる住民サービスについて記載すること。
	(2) その他、住民負担の軽減、住民サービスの向上につながる内容	<ul style="list-style-type: none"> ・放流施設の設置、既存し尿処理施設の撤去等、住民の費用負担の軽減、住民サービスの向上について対応できる項目について記載すること。 ・ブロワ振動・臭気対策等浄化槽の使用に際して発生する住民ニーズに関して対応できる住民サービスの向上となる事項を記載すること。
	(3) 事業推進策	<ul style="list-style-type: none"> ・みなし浄化槽の撤去に関する国の施策の主旨を理解の上、みなし浄化槽から浄化槽への切り替えに関して対応できる住民サービスについて記載すること。 ・対象地区の状況を踏まえ、町会等地域住民組織に対するサービスや浄化槽事業のPR活動等、浄化槽設置推進として対応できる方策等について記載すること。

章	節	留意事項
第3章 建設工事に関する事項	<p>(1) 設置する浄化槽</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカー、型式 <p>①処理性能等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理水質（BOD、T-N、SS、各処理水質） ・流入調整容量 ・濾過槽全量引抜自動洗浄機能の有無 <p>②維持管理作業性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロワ（台数/基、消費電力） <p>③施工性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱レス対応 ・放流ポンプ対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置を予定する浄化槽のメーカー、型式、各機能について記載すること。 ・本事業で設置する浄化槽は、下記の機能を有することを求めていることに留意すること。 <p>① 処理性能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理水質 BOD10mg/L 以下、T - N10mg/L 以下及び SS10mg/L 以下、流入調整量 300L 以上、濾過槽全量引抜自動洗浄 <p>② 維持管理作業性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロワ 1 台（省エネ基準対応） <p>③ 施工性等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支柱レス対応（2 t 以下）、放流ポンプ対応型（一体型）
	<p>(2) 設置計画及び業務フロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置目標基数達成の計画 ・広報活動の実施方法、住民との工事打ち合わせから使用開始までの業務フロー及びスケジュール 	<ul style="list-style-type: none"> ・設置目標基数（350 基・35 基/年）達成のための実施計画及び具体的な取組みを記載すること。 ・各家庭に対する広報活動の方針並びに、設置申請者及び排水設備工事業者との調整など、手順と要点をまとめた業務フロー等を記載すること。 ・広報活動、設置申請者との調整の実施体制を記載すること。
	<p>(3) 5 人槽工事の標準仕様と標準工事手順及びその実施体制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽設置に関する各種法手続き、市、府及び関係者との協議並びに設置完了後の事務フローについて記載すること。 ・浄化槽の各種手続き仕様並びに、標準工事仕様を記載すること。なお、工事期間中の仮設トイレの確保等、住民生活の維持に必要な事項について記載すること。 ・各種手続き並びに工事実施体制（協力企業を含む）について記載すること

章	節	留意事項
第4章 保守管理に関する事項	(1) 保守管理計画 <ul style="list-style-type: none"> ・基本スケジュール ・保守点検回数、時期 ・法定検査、清掃時期設定の考え方 ・維持管理要領書（添付） ・保守管理体制 ・24時間対応に関する連絡体制 ・地震等の災害時に関する保守管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準とする保守管理の基本スケジュール、保守点検の回数、時期、法定検査、清掃時期の考え方を示すと共に、保守管理の項目、手順に関する維持管理要領書を作成し添付すること。 ・維持管理要領書に基づく保守管理を実施するための管理体制を示すこと。なお、末尾の別紙 2-2「本市が考える新規設置基数及び保守管理基数の内訳」との整合を図ること。 ・24時間対応に関する連絡体制を示すこと。 ・地震等の災害時における保守管理体制を示すこと。
	(2) 設置と保守管理の業務に関して必要な情報を市と共有する方法(一元的な管理システムの提供)	<ul style="list-style-type: none"> ・市と共有する一元的な管理システムについて、データとして保有する情報項目、操作画面、更新頻度、情報共有のための具体的な手法、情報のセキュリティ対策等について記載すること。 ・既存のシステムを利用する場合は、システム名、導入実績を記載すること。
第5章 PFI事業者(SPC)の財務基盤、事業信頼性	(1) 資本金、資金計画、収支計画等の財務基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・資本金、各構成員の出資比率 ・資金計画 ・収支計画 ・協力会社への支払方法 ・加入する予定の損害保険とその内容 ・経営管理体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・資本金、構成員の出資率について記載すること。(構成員の名称は記載しないこと) ・資金計画の確実性、金融機関との調整内容について記載すること。 ・資金調達予定先と調達予定額、調達予定条件について記載すること。 ・資金計画、収支計画は、末尾の別表 2-2「本市が考える新規設置基数及び保守管理基数の内訳」との整合を図ること。

章	節	留意事項
		<ul style="list-style-type: none"> ・協力企業への支払い方法、工事並びに保守管理における事故に対する損害保険等の対応予定について記載すること。 ・SPCの経営管理における管理内容と管理体制を記載すること。
	(2) SDGsの推進活動及び市内における公共事業の実績(過去3年間の実績)	<ul style="list-style-type: none"> ・構成員の過去3年間におけるSDGsの推進に関する企業活動について、主要な実績を示すこと。(構成員の名称は記載しないこと。) ・実績は、事業形態(自主活動、公共事業等)、実施年度、事業内容、事業規模その他特記事項について示すこと。

【別紙 2-2】本市が考える新規設置基数及び保守管理基数の内訳

	年度	①設置基数(累計)				②寄附基数(累計)				③保守管理基数(①+②)			
		5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	計	5人槽	7人槽	10人槽	計
1	令和5年度	11	21	3	35	1	2	1	4	12	23	4	39
2	令和6年度	22	42	6	70	2	4	2	8	24	46	8	78
3	令和7年度	33	63	9	105	3	6	3	12	36	69	12	117
4	令和8年度	44	84	12	140	4	8	3	15	48	92	15	155
5	令和9年度	55	105	15	175	5	10	3	18	60	115	18	193
6	令和10年度	66	126	18	210	6	12	3	21	72	138	21	231
7	令和11年度	77	147	21	245	7	14	3	24	84	161	24	269
8	令和12年度	88	168	24	280	8	16	3	27	96	184	27	307
9	令和13年度	99	189	27	315	9	17	3	29	108	206	30	344
10	令和14年度	110	210	30	350	9	18	3	30	119	228	33	380
	計	605	1,155	165	1,925	54	107	27	188	659	1,262	192	2,113